省　令

○総務省令第九十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

総務大臣　新藤　義孝

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の3中「うるし」の下に「、テレビン油」を加え、同表第七号の12中「11」を「14」に改め、同号中12を15とし、11を14とし、10を13とし、13の前に次のように加える。

11　一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

12　ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七号中9を10とし、6から8までを7から9までとし、5の次に次のように加える。

6　ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○総務省令第九十三号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十八条の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

総務大臣　新藤　義孝

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「に収容する場合」を「の供与」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、第百九十七条及び第二百四条第一項第二十一号並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第五項、第百五条第四項及び第百十条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項及び第四項中「磁気ディスク」を「光ディスク」に改める。

第三十八条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の届出は、厚生労働大臣又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、被扶養者届に記載すべき事項を記録した光ディスクを提出することによって行うことができる。

4　第一項又は第二項の規定により届出を受理した事業主は、前項の規定により光ディスクを厚生労働大臣又は健康保険組合に提出する場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　事業主の氏名又は名称

二　事業所の名称及び所在地

三　届出の件数

第百五十八条の三第十四号中「第三十八条第一項及び第二項」を「第三十八条第一項から第三項まで」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「届書」の下に「又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「届書」の下に「又は光ディスク」を加える。

第三条第二項及び第四条第二項中「届書」の下に「又はこれらの事項を記録した光ディスク」を加える。

第六条の二第二項中「届書」の下に「又はこれらの事項を記録した光ディスク」を加え、同条第三項中「届書」の下に「又は光ディスク」を加える。

第六条の三第一項中「届書」の下に「又はこれらの事項を記録した光ディスク」を加え、同条第二項中「届書」の下に「又は光ディスク」を加える。

第九条第一項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削り、同条第二項中「法第百五条」の下に「第二項及び」を、「又は第百五条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「次項」の下に「及び第四項」を、「届書」の下に「又は光ディスク」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「を除く。）」の下に「又は光ディスク」を、「記載内容」の下に「又は当該光ディスクの記録内容」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により光ディスクを厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　事業主等の氏名又は名称

二　事業主にあつては、事業所の名称及び所在地

三　届出の件数

第十二条中「ふりがな」を「振り仮名」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この章の規定によつて提出する光ディスクに記録すべき第三号被保険者及びその配偶者の氏名には、振り仮名を付し、かつ、当該光ディスクには、届出の年月日を記録しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2　建政部は、第七条各号及び前項に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（用地部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附則第十五条を附則第十九条とし、附則第十一条から第十四条までを四条ずつ繰り下げる。

附則第十条中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に改め、同条を附則第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（建設産業課の所掌事務の特例）

第十二条　建設産業課は、第八十三条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（用地部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設産業第二課の所掌事務の特例）

第十三条　建設産業第二課は、第八十三条の三各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（用地部及び建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。